

キュービクル式非常電源専用受電設備形式認定関係手数料規程

(平成 25 年 10 月 25 日改訂)

キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約第 15 条の規定に基づき、手数料（税別）を次のとおり定める。

手数料は、製造者の形式取得状況等に応じた基本手数料と実施を必要とする現場審査手数料を合算した額とする。

1. 形式未取得製造者が「新規形式認定審査申込書」を申込みする場合（一形式ごとに）

(1) 現場審査において全ての試験項目を実施する場合

(単位：円)

最大設備容量の区分	基本手数料	現場審査手数料				
		構造・動作	温度	雷インパルス	防水	合計
500kVA 以下のもの	360,000	60,000	26,000	22,000	36,000	504,000
500kVA を超え 750kVA 以下のもの	390,000	63,000	26,000	22,000	38,000	539,000
750kVA を超え 1000kVA 以下のもの	430,000	66,000	26,000	22,000	40,000	584,000
1000kVA を超え 1500kVA 以下のもの	480,000	69,000	26,000	22,000	42,000	639,000
1500kVA を超え 2000kVA 以下のもの	520,000	72,000	26,000	22,000	44,000	684,000
2000kVA を超え 2500kVA 以下のもの	580,000	76,000	26,000	22,000	46,000	750,000
2500kVA を超え 3000kVA 以下のもの	630,000	80,000	26,000	22,000	48,000	806,000
3000kVA を超え 4000kVA 以下のもの	700,000	84,000	26,000	22,000	50,000	882,000

(2) 同時申込みによって現場審査を省略する場合

1. (1)に掲げた最大設備容量ごとの基本手数料のみとする。

2. 形式既取得製造者が「新規形式認定審査申込書」を申込みする場合（一形式ごとに）

(1) 現場審査の試験項目を一部省略する場合

下記の最大設備容量ごとの基本手数料に 1. (1)における現場審査手数料を加算した額とする。

(a) 最大設備容量が 500kVA以下のもの	250,000 円
(b) 最大設備容量が 500kVAを超え 750kVA以下のもの	270,000 円
(c) 最大設備容量が 750kVAを超え1 000kVA以下のもの	300,000 円
(d) 最大設備容量が1 000kVAを超え1 500kVA以下のもの	330,000 円
(e) 最大設備容量が1 500kVAを超え2 000kVA以下のもの	360,000 円
(f) 最大設備容量が2 000kVAを超え2 500kVA以下のもの	400,000 円
(g) 最大設備容量が2 500kVAを超え3 000kVA以下のもの	440,000 円
(h) 最大設備容量が3 000kVAを超え4 000kVA以下のもの	480,000 円

- (2) 現場審査の試験項目を全て省略する場合
2. (1)に掲げた最大設備容量ごとの基本手数料のみとする。

3. 「更新形式認定審査申込書」を申込みする場合（一形式ごとに）

下記の最大設備容量ごとの基本手数料のみとする。

(1) 最大設備容量が 500kVA以下のもの	240,000 円
(2) 最大設備容量が 500kVAを超え 750kVA以下のもの	260,000 円
(3) 最大設備容量が 750kVAを超え1 000kVA以下のもの	290,000 円
(4) 最大設備容量が1 000kVAを超え1 500kVA以下のもの	310,000 円
(5) 最大設備容量が1 500kVAを超え2 000kVA以下のもの	350,000 円
(6) 最大設備容量が2 000kVAを超え2 500kVA以下のもの	380,000 円
(7) 最大設備容量が2 500kVAを超え3 000kVA以下のもの	420,000 円
(8) 最大設備容量が3 000kVAを超え4 000kVA以下のもの	460,000 円

4. 「認定銘板交付依頼書」を申込みする場合

認定銘板一枚ごとに 6,000円

5. 「形式認定再審査申込書」を申込みする場合

- (1) 現場審査を必要とするもの
再審査基本手数料として10,000円、現場審査にあつては1. (1)に掲げる構造・動作試験手数料の半額、その他の試験を必要とするものにあつてはその手数料の全額を合算した額とする。
- (2) 書類審査を必要とするもの
再審査基本手数料10,000円のみとする。

6. 「一部変更審査申込書」を申込みする場合

- (1) 書類審査及び現場審査を必要とするもの（一形式ごと）
一部変更審査基本手数料として10,000円、現場審査にあつては1. (1)に掲げる構造・動作試験手数料の半額、その他の試験を必要とするものにあつてはその手数料の全額を合算した額とする。
- (2) 書類審査のみのもの（一形式ごと）
再審査基本手数料10,000円のみとする。

7. 旅費等

品質管理における工場調査及び現場審査に係る旅費及び宿泊費は、日本電気協会旅費規程に基づく実費を納入するものとする。

キュービクル式非常電源専用受電設備個別認定関係手数料規程

(平成 25 年 10 月 25 日改訂)

キュービクル式非常電源専用受電設備認定規約第 15 条の規定に基づき、手数料（税別）を次のとおり定める。

(注) 以下は消費税 5%時点の額であるため、消費税に変動があった場合は別途公表する。

手数料は、製造者の形式取得状況に応じた基本手数料と実施を必要とする現場審査手数料を合算した額とする。

1. 「個別認定審査申込書」を申込みする場合（一形式ごとに）

(1) 形式認定を取得している製造業者の場合

(単位：円)

最大設備容量の区分	基本手数料	現場審査手数料	合 計
		構造・動作	
500kVA 以下のもの	220,000	60,000	280,000
500kVA を超え 750kVA 以下のもの	240,000	63,000	303,000
750kVA を超え 1000kVA 以下のもの	260,000	66,000	326,000
1000kVA を超え 1500kVA 以下のもの	290,000	69,000	359,000
1500kVA を超え 2000kVA 以下のもの	320,000	72,000	392,000
2000kVA を超え 2500kVA 以下のもの	350,000	76,000	426,000
2500kVA を超え 3000kVA 以下のもの	380,000	80,000	460,000
3000kVA を超え 4000kVA 以下のもの	420,000	84,000	504,000
4000kVA を超えるもの	470,000	88,000	558,000

(2) (1)の場合の構造・動作以外の現場審査手数料

(3)に掲げた現場審査手数料を適用する。

(3) 形式認定を取得していない製造業者の場合

(単位：円)

最大設備容量の区分	基本手数料	現場審査手数料				
		構造・動作	温度	雷インパルス	防水	合計
500kVA 以下のもの	290,000	60,000	26,000	22,000	36,000	434,000
500kVA を超え 750kVA 以下のもの	310,000	63,000	26,000	22,000	38,000	459,000
750kVA を超え 1000kVA 以下のもの	350,000	66,000	26,000	22,000	40,000	504,000
1000kVA を超え 1500kVA 以下のもの	380,000	69,000	26,000	22,000	42,000	539,000
1500kVA を超え 2000kVA 以下のもの	420,000	72,000	26,000	22,000	44,000	584,000
2000kVA を超え 2500kVA 以下のもの	460,000	76,000	26,000	22,000	46,000	630,000
2500kVA を超え 3000kVA 以下のもの	510,000	80,000	26,000	22,000	48,000	686,000
3000kVA を超え 4000kVA 以下のもの	560,000	84,000	26,000	22,000	50,000	742,000
4000kVA を超えるもの	620,000	88,000	26,000	22,000	53,000	809,000

2. 「個別認定再審査申込書」を申込みする場合

(1) 現場審査を必要とするもの

再審査基本手数料として10,000円、現場審査にあつては、1.(2)に掲げる構造・動作試験手数料の半額、その他の試験を必要とするものにあつてはその手数料の全額を合算した額とする。

(2) 書類審査を必要とするもの

再審査基本手数料10,000円のみとする。

3. 旅費等

審査員の旅費及び宿泊費等は、日本電気協会旅費規程に基づく実費を納入するものとする。